

平成 17 年 4 月 5 日
児童青少年部保育課

練馬区立光が丘第八保育園運営業務委託プロポーザル募集要領（案）

1 プロポーザルの趣旨

練馬区では、新行政改革プランに基づき、「区立施設委託化・民営化実施計画（案）」を策定し、平成 17 年度に 1 園、平成 18 年度に 2 園の既設保育園を運営委託する計画を公表しました。

多様化する就労形態や生活スタイルの中、保育園に求めるサービスも保育時間の延長や休日保育の実施など、多岐にわたるようになってきています。このような保護者の皆様のご要望に的確にお応えするために、練馬区では民間の力を活用して、より効率的な保育園の運営を行い、保育サービスの充実を積極的に進めていく予定です。

今回の運営業務委託の受託事業者の選定にあたっては、現在の保育園運営の良い面を継承していくことはもちろんのこと、常に保育園児および保護者の視点に立って、かつ効率的で質の高いサービスを提供できる事業者に託すべく、プロポーザル方式で実施するものです。

2 参加資格

認可保育所を運営している法人

3 施設名・所在地

練馬区立光が丘第八保育園 練馬区光が丘五丁目 2 番 3 号

4 施設概要

延べ床面積 911 m²

構 造 鉄筋 14 階建ての 1 階部分 公団住宅併設

施設図面 別紙のとおり

開設年月日 昭和 62 年 4 月

5 準備委託期間および運営業務委託期間

準備委託期間 平成 17 年 6 月 1 日～平成 17 年 8 月 31 日

運営業務委託期間 平成 17 年 9 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日

6 年齢別入所定員（現在）

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
15	21	21	22	23	23	125

※ 0歳児は、100日から（定員7名）受け入れ

※ 障害児（原則認定は3歳児からで、受入れは3名まで）含む

7 基本保育時間（現在）

11時間（午前7時30分から午後6時30分）

ただし、満1歳未満は、午前8時30分から午後5時00分までの間の8時間

8 延長保育（現在）

1時間（午後6時30分から午後7時30分）

ただし、満1歳以上が対象

9 開園日（現在）

月曜日から土曜日まで（日曜日、祝日、年末年始（1月2日・3日、12月29日～31日）を除く）

10 委託内容

委託内容は、保育園の運営業務とする。保育所保育指針（平成11年10月29日づけ児発第799号厚生省児童家庭局長通知）に基づき保護者との連携を密にし、全体的な保育計画および個別の指導計画のもと、保育園児を保育する。また、保育園児が一日の生活の大半を保育園で過ごすことから、「安全の確保」「健康の保持」および「衛生の保持」などについては、細心の注意を払い保育すること。

特に年度途中の委託実施となることから、平成17年度中は既に作成されている光が丘第八保育園の年間保育計画を継続維持するものとする。

保育園運営業務のうち調理業務は、受託者の直営かつ園内調理とし、給食は保育園児個人の発達状況、摂取状況、アレルギーなどに合わせて提供すること。

11 法令等の遵守

- (1) 児童福祉法、児童福祉施設最低基準等関係法令に適合すること。
- (2) 東京都保育所設置認可の基準を満たすこと。
- (3) その他保育園運営業務に伴う関連法規を遵守すること。

12 運営業務委託にあたっての保育サービス等の条件（特別保育事業）

- (1) 延長保育
 - 1) 午前7時00分から午前7時30分まで
 - 2) 午後6時30分から午後8時30分まで
 - 3) 定員は、特に設けない。（ただし、満1歳以上が対象）
- (2) 一時保育
 - 1) 平成18年1月4日からの実施
 - 2) 保育時間（午前7時30分から午後6時30分）
 - 3) 定員は、事前登録制で10名。

- (3) 休日保育 1) 平成18年1月4日からの日曜日、祝日の保育実施
 2) 保育時間（午前7時30分から午後6時30分）
 3) 定員は、事前登録制で30名。（ただし、満1歳以上が対象）
- (4) 年末保育 1) 12月29日、30日の保育実施
 2) 保育時間（午前7時30分から午後6時30分）
 3) 定員は、事前申込制で30名。（ただし、満1歳以上が対象）
- (5) 受託者側職員、保護者および練馬区職員の参画する「保育園運営委員会（練馬区主催）」に出席すること。
- (6) 園長以下の配置職員は、引継ぎ計画に基づき、各職員の準備委託開始期日までに、研修等事前準備を行い配置すること。
- (7) 練馬区が行う保育園運営に関する第三者評価および利用者アンケート等について、協力すること。

13 職員数等

(1) 職員配置

下記の職員配置以上の配置をすること。（練馬区の年齢別定員に対する配置基準による）

常勤職員（現在）

園長	保育士	栄養士	看護師	調理	用務	合計
1	23	1	1	3	1	30

※ 別添 保育士配置体制を参照

- (2) 園長は専任とし、他の施設と兼務しない者で、保育実務経験が25年以上で、保育士登録済みで園長または主任保育士に準じた経験を有する者とする。
- (3) 常勤保育士の各クラスの配置は、年齢別定員に対する配置基準に準ずること。また、常勤保育士は、各クラス1名以上保育実務経験12年以上の者を配置し、保育実務経験6年以下の保育士の割合を20%以内とするとともに、男性保育士の配置にも配慮すること。また、主任保育士は保育実務経験20年以上とすること。
- (4) 看護師または保健師は、実務経験5年以上の者を配置すること。
- (5) 栄養士は、集団給食の実務経験を5年以上で、アレルギー対応の経験と0歳児給食の経験を有する者を配置すること。
- (6) 調理のうち1名以上は、集団給食の実務経験5年以上の者を配置すること。
 保育園での調理経験者を複数配置すること。
- (7) 非常勤職員については、雇用形態によらず、現在の基準以上の配置をすること。
- (8) 職員の配置にあたっては、在籍園児との関係を重視して、原則として年度途中での交代は行わないこと。雇用の継続性を考慮すること。

14 保育園運営における練馬区と受託者の実施区分

- (1) 保育園園医および保育園歯科医の選任、経費の支払いは、練馬区が行う。
- (2) 給食の献立は練馬区が作成し、受託者が調理を行うこと。
- (3) アレルギー対応食は、練馬区、保護者、受託者栄養士ほか関係職員と協議を行い、受託者が調理を行うこと。
- (4) 食材の調達は受託者が行うものとするが、調達先については、原則として地元の業者とする。なお、食材は、基本的には国産食材で、不必要的食品添加物、着色料、遺伝子組み換え食品及び、これを原材料としたことが明らかな食品は使用せず、安全な給食を提供すること。
- (5) 保育用備品、机椅子等の什器類、厨房備品は、従前のものを使用すること。なお、今後使用する保育用消耗品(遊具類を含む)、その他消耗品類は受託者が調達すること。
- (6) パソコン類、絵画、その他受託者が独自の判断で必要とするものは、練馬区と協議のうえ受託者が調達すること。
- (7) 園舎清掃、消防設備など定期的に行う保守点検、建物および工作物等の修繕、光熱水費の負担は練馬区が行う。

15 応募方法および提案書等の提出書類

- (1) 応募期間 平成17年4月11日～平成17年4月20日
- (2) 応募方法 下記書類を調製の上、持参または郵送(必着)
- (3) 提出書類および部数

提出された書類については、練馬区情報公開条例の対象文書になります。

- ① 保育園運営に関する基本的事項(A4判両面印刷左とじ各20部)
 - 1) 保育園運営にあたっての基本となる運営方針や目標
 - 2) 保育方針とそれに基づく年間保育計画および指導計画
 - 3) 一日の保育の流れと一年間の行事計画
 - 4) 事故発生時の対応マニュアル、地震・火災等に備えた防災計画、安全管理計画
 - 5) 健康管理や衛生管理に対する考え方
 - 6) 障害児保育の理念、実施内容、職員配置等(経験者の人数、経験の内容を含む)の考え方
 - 7) 延長保育の理念、実施内容、職員配置等の考え方
 - 8) 一時保育の理念、実施内容、職員配置等の考え方
 - 9) 休日保育の理念、実施内容、職員配置等の考え方
 - 10) 虐待への対応の考え方
 - 11) 家庭との連絡・連携の考え方
 - 12) 地域とのかかわり方
 - 13) 苦情解決に対する考え方
 - 14) 保育園運営委員会のかかわり方
 - 15) 給食に対する考え方
 - 16) 職員配置の考え方

職員配置および勤務体制の計画、職員の質を確保していくための考え方

- ①採用方法 ②資格 ③経験 ④雇用形態 ⑤賃金体系 ⑥研修体制 ⑦健康管理
- 17) 職員の育成に対する考え方
- 18) 保育園運営にあたって事業者独自の自主事業や特色について
- 19) 事業者としてのサポート体制について
- 20) 受託業務の遂行が困難となったときの履行保証に関する考え方および具体的対応策

② 見積書（A4判 各20部）

- 1) 1年間にかかる人件費明細を含めた経費の見積書
 - (ア) 基本保育事業の経費の見積書
 - (イ) 特別保育事業の経費の見積書
 - (ウ) 自主事業として提案した経費の見積書
- 2) 準備委託期間にかかる人件費明細を含めた経費の見積書

③ 法人の決算書等（A4判 各20部）

- 1) 直近3年間の決算書、決算に関する財務諸表
- 2) 納税証明書（直近1年以内 法人税、法人事業税、消費税）
- 3) 事業歴・実績
- 4) 代表者の履歴書
- 5) 役員名簿
- 6) 社員の構成（保育士については平均年齢、平均勤続年数）
- 7) 事業者の概要
- 8) 現在運営している施設および事業に関する資料
- 9) 認可保育所施設調査書
- 10) 保育所指導検査結果（過去2回分）
- 11) 第三者評価結果または利用者アンケート結果（実施している場合、試行含む）

④ 準備委託の考え方（A4判 各20部）

練馬区では、運営業務委託への円滑な移行が出来るよう、6月1日～8月31日を準備委託期間とします。

準備委託にあたって、特に園児や保護者に対する配慮など、どのように取り組んでいくか、準備委託期間の職員配置等の考え方について、具体的に提案してください。

職員配置については、人数、職種別に配置する予定表を作成ください。なお、準備委託期間には、当初から園長予定者とともに保育実績のある経験豊かな保育士を出来るだけ多く配置するように配慮してください。

⑤ 運営提案書の概要（上記①「保育園運営に関する基本的事項」の概要版）

プレゼンテーションなど公表を前提として、A4判一2枚両面印刷4ページ20部提出。事業者名及び事業者等を特定できるよう明記すること。

なお、プレゼンテーション当日は150部持参すること。

(4) 提出場所 練馬区健康福祉事業本部児童青少年部保育課 (練馬区役所 10 階)
練馬区豊玉北 6-12-1 (代表電話) 3993-1111

(5) 光が丘第八保育園施設見学会 平成 17 年 4 月 17 日 (日) 午前 10 時 00 分から
参加の場合は、事前に上記まで電話で申し込みください。

(6) プレゼンテーションの実施

事業者選定プログラムとして、平成 17 年 4 月 24 日 (日) に実施する。
時間については、別途通知する。

16 受託予定者の選定等

(1) 受託予定者の決定方法

- ① 委託事業者選定委員会の審査に基づき、区長が決定します。
- ② 審査方法 書類審査、事業者運営施設視察、プレゼンテーション

(2) 受託決定者の公表

決定した事業者名について公表します。

17 提案書作成にあたっての質疑および回答

(1) 質疑資格者 応募申込者に限ります。

(2) 質疑方法 要旨を簡潔にまとめ、文書および電子メールで提出してください。
平成 17 年 4 月 11 日 (月) ~ 平成 17 年 4 月 18 日 (月)
持参の場合は平日の午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 回答方法 全応募申込者へ隨時、郵送あるいは電子メールで回答します。

「別添資料」 保育士配置体制

登園後、各クラス別保育に入るまでの配置体制

7:30	8:00	8:15	8:30	各 ク ラ ス 別 保 育
0・1歳合同 正1、非2	0歳 正1、非1 1歳 正1、非1			
2～5歳合同 正1、非1	2・3歳合同 正1、非1 4・5歳合同 正1、非1			

正：正規職員、非：非常勤職員（保育補助員）

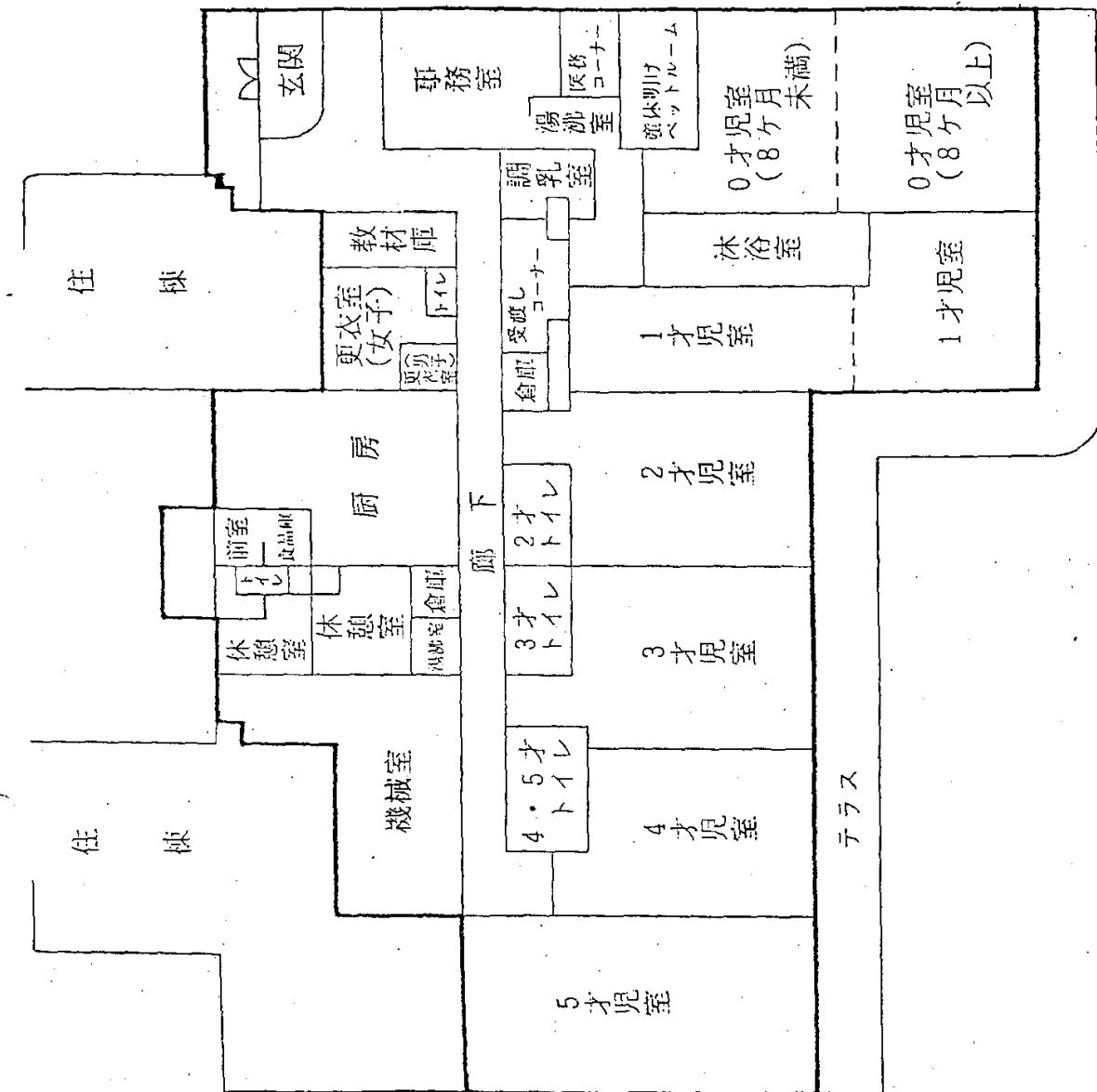
※土曜日：8時30分までは、正規1、非常勤1で合同保育

各クラス別保育から降園までの配置体制

16:45	18:00	18:30	19:00	19:15	19:30
0歳 正1、非2					
1歳 正2、非2	1歳 正1、非1				
2歳 正1、非2					
3歳 正1、非1			※延長時間帯 1～5歳合同 正1、非3	※延長時間帯 1～5歳合同 正1、非2	※延長時間帯 1～5歳合同 正1、非1
4・5歳合同 正1、非1	3～5歳合同 正1、非1				

正：正規職員、非：非常勤職員（保育補助員）

※土曜日：16時30分から17時15分までは、正規2、非常勤1で合同保育
17時15分以降は、正規1、非常勤1で合同保育



光が丘第八保育園
施設図面（平面図）